

三鷹市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、三鷹市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保を図るため、公正かつ適切な評定を実施することにより、請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事由等により、三鷹市契約事務規則（昭和39年三鷹市規則第14号。以下「規則」という。）第2条第7号に規定する契約事務担当課長が必要がないと認める工事については、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、規則第52条に規定する監督員及び規則第53条の2に規定する検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定は、原則としてしゅん工検査合格の日から14日以内に行う。

(評定の実施)

第5条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表(様式第1号)の各評定項目について次条に定めるところにより評定を行う。

(評定の方法)

第6条 監督員は、工事成績評定表及び工事成績評定項目別評定表(様式第2号及び様式第3号)により評定を行う。ただし、同一の工事において評定者となる監督員が2人以上ある場合は、それらの者が協議のうえ、評定を行う。

2 検査員は、工事成績評定表及び検査成績評定項目別評定表(様式第4号)により評定を行う。

3 工事の主管課長は、第1項及び前項の評定を合算し、評定表を取りまとめて、契約事務担当課長及び工事の主管部長に報告する。ただし、契約金額1,000万円未満の工事については、工事の主管部長への報告を省略することができる。

(評定結果の処理)

第7条 契約事務担当課長は、評定結果を総務部長に報告する。ただし、契約金額1,000万円未満の工事については、総務部長への報告を省略することができる。

2 契約事務担当課長は、工事成績評定通知書(様式第5号)により、評定結果を請負業者に通知する。

(評定結果の説明責務)

第8条 契約事務担当課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求

められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

- 2 評定を行った工事主管課長は、前項の説明について契約事務担当課長に協力しなければならない。

(評定結果の適用)

第9条 契約事務担当課長は、第6条の評定結果について、必要に応じて三鷹市競争入札等審査委員会に報告する等、評定結果の有効かつ効率的な運用に努めなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成17年11月15日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この要領は、施行日以後に完了する請負工事から適用する。
- 3 三鷹市請負工事成績評定要領(昭和49年6月10日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後にしゅん工する請負工事から適用する。